

## ご意見への回答

令和5年1月26日

図書館長

### 【件名】

喫煙所の廃止について

### 【ご意見】

令和5年1月25日

喫煙所からたばこの煙が流れてきて、受動喫煙の被害を受けているので喫煙所を廃止してほしい。

### 【回答】

ご意見をいただきありがとうございます。

健康増進法において、図書館は、敷地内禁煙が義務付けられる第一種施設ではなく、原則屋内禁煙とされる第二種施設となっております。

当館としましては、受動喫煙をできるだけ防止するため、駐輪場東側に1か所だけ屋外喫煙所を設置しております。この喫煙所を廃止してしまいますと、近隣路上での喫煙や吸い殻のポイ捨てなど新たな問題も懸念されるところであり、現時点では喫煙所を全面廃止することは難しいと考えております。

引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：企画管理部長 電話 024-535-3220)